

公益財団法人岡山県産業振興財団 おかやま企業情報ナビ運用規約

(目 的)

第1条 この規約は、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）が、岡山県産業支援ネットワーク整備運営事業（以下「当事業」という。）により提供する「おかやま企業情報ナビ」（以下「当サイト」という）によるサービス（以下「当サービス」という。）により、当サイトの登録企業のPRを図ることを目的とする。

(適 用)

第2条 この規約は、当サービスを利用する全ての登録者（第3条において定義される者）に適用されるものとする。登録者は、当サービスを利用にあたり当規約を誠実に遵守しなければならない。また、当サービスを利用する登録者及びその利用を希望する法人または個人は、いずれも当規約を承諾した上で利用や登録申込みを行うものとする。

(登 録 者)

第3条 登録者とは、財団が承認した岡山県内に事業所を有する法人または個人をいう。

(登 録)

第4条 当サービスは、第3条の登録者が登録する事ができ、申込フォーム及び申込書により登録し、財団の承認を得るものとする。

2 以下の事由がある場合、財団が企業登録をすることができる。

- (1) 財団賛助会員に入会した場合。
- (2) 財団に事務局を置き運営する研究会及びグループに所属し、総会等で参加企業の掲載を決定した場合。

3 以下の事由がある場合、財団は登録を断ることができる。

- (1) 登録時に申込み法人または個人が提供した情報に不備がある場合、あるいは虚偽もしくは不正確な情報が含まれる場合
- (2) 法令等に違反する行為がある場合
- (3) その他財団の裁量において当サービスの利用またはその利用の目的が不相当と判断される場合

(登録情報の管理)

第5条 登録法人または個人にはID、パスワードを付与する。登録者は付与されたパスワードの管理、使用についての責任を負うものとし、財団に損害を与えてはならない。また、登録者は、当サービスの利用に関しては、一切の責任を負い、これによって自己に損害が生じたり、あるいは、財団または他の登録者または第三者に対して損害賠償支払義務が生じた場合は、その一切の責任を負うものとする。

2 掲載情報に変更が発生した場合には、更新を行うものとする。なお、会社情報の変更等は財団側でも行うことができるものとする。

(禁止行為)

第6条 当サービスの利用にあたり、以下の行為またはその恐れのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 不正の目的をもって当サービスを利用すること。
- (2) 財団による当サービスの提供を妨害すること。
- (3) 虚偽の事実を申告、記載、陳述すること
- (4) 他の登録者のパスワードを不正に入手・利用することまたは不正入手・利用を試みること

- (5) 犯罪行為もしくは公序良俗に反する行為を行うこと、またはこれらの行為に関与すること
- (6) その他法令等に違反すること

(財団から登録者への連絡方法)

第7条 財団から登録者に対する連絡は、原則として企業情報として提供した電子メール又は、郵送により行うものとする。

(当サービスの停止・中断・廃止)

第8条 財団は、次の場合には事前の通知なく当サービスを停止、中断または廃止することができるものとする。

- (1) システムや設備の保守、点検、修理、変更を定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等によるシステムや設備等に障害が生じた場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災または戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などにより当サービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、当事業の終了により、やむを得ず当サービスを停止する場合

2 財団は、当サービスの停止・中断・廃止により生じる損害について、一切の責任を負わないものとする。

(免 責)

第9条 登録者は、当サービスの利用またはそれに関連して、他の登録者やその他の第三者と間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用によりこれを解決しなければならず、かかる紛争に関して財団を免責させ、財団に何らの損害を与えないことを約束するものとする。

(登録の削除)

第10条 登録の削除を希望する場合は、その旨を財団へ連絡のうえ、その後の手続きにより登録の削除ができるものとする。

2. 財団は、登録者につき以下の事由またはその恐れが生じた場合には、事前の通知なくして登録を削除することができるものとする。

- (1) 禁止事項行為がある場合
- (2) その他、財団の裁量において当サイトにおける当サービスの利用が不相当と判断される場合

(本サービス及び本規約の廃止・変更等)

第11条 財団は、登録者の承諾なく、当サービスの全部もしくは一部を廃止し、その内容を変更することができる。また、当規約の変更及び、追加条項を設けることができるものとする。

附 則

1 この規約は、平成24年1月16日から施行する。

2 平成25年5月1日 一部改正（登録）